糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金について

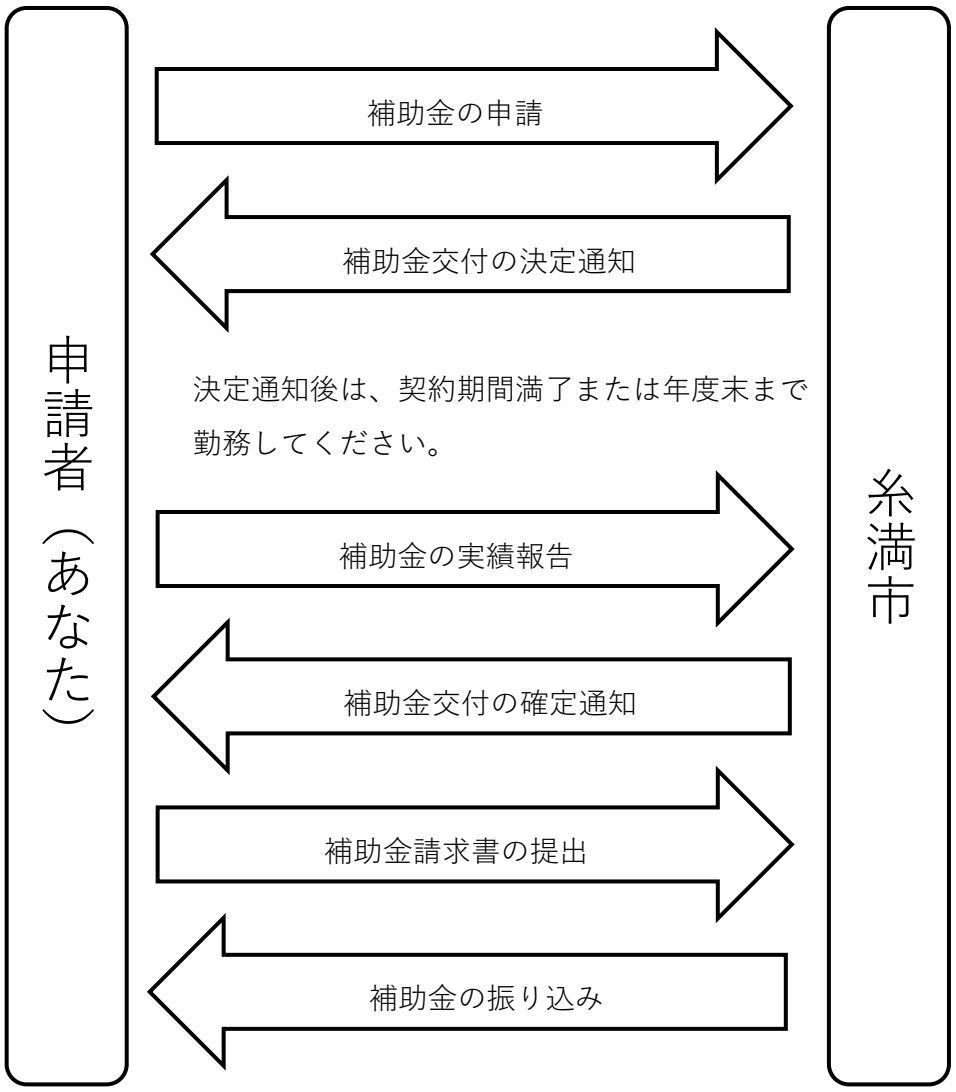
保育士の奨学金返済費用を月額 1 万円、最大 24 万円補助する制度です。

実際の補助金の入金は来年の 4～5 月頃になります。また、補助対象者が多数の場合は満額受け取れない場合があります。

前年度に補助を受けていた方でも、今年度は新たに申請が必要です。

また、年度の途中で退職すると、補助金を受け取ることができませんのでご注意ください。

1. 対象者 ①から⑥のすべてに当てはまる方が補助の対象	① **糸満市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所で働いている。** • 居住地に関しては、糸満市外の方も対象です。 • 公立こども園においては、会計年度任用職員のみが対象となります。 ② **常勤の保育士である。** 「常勤」とは、保育施設を運営する事業者と 1 年以上の期間（期間の定めのないものを含む）の労働契約を結び、保育施設にて 1 日 7 時間（休憩除く）以上かつ月 20 日以上、常態的に継続して勤務し、社会保険の被保険者、または公立学校共済組合の組合員であることを指します。 ③ **奨学金を利用して保育士養成施設等を卒業した。** ④ **自身の名義で奨学金を利用し、返済している。** • 領収書名義または引き落とし口座名が申請者でなければなりません。 ⑤ **保育士養成施設等を卒業した翌年度の初日から数えて 5 年を経過していない。** 補助対象の例 養成校の卒業 令和 4 年 3 月 31 日 ／ 社会人 1 年目 令和 4 年 4 月 1 日 …… 社会人 5 年目 令和 9 年 3 月 31 日 ここまで補助可能 令和 8 年度申請の場合、令和 4 年 3 月 31 日までに卒業された方が対象です。 ⑥ **奨学金の返済免除の適用がない。** 奨学金の返済免除が適用されている方は、補助対象外です。

2. 補助金額	1 人、1 か月最大 1 万円、通算 24 か月分を受け取れます。 ただし、1 ヶ月の返済額が 1 万円未満の場合は、返済額までとなります。 例：月の返済額 15,000 円⇒補助金額 10,000 円 月の返済額 9,565 円⇒補助金額 9,565 円
3. 対象となる奨学金	1．生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金） 2．母子父子寡婦福祉資金 3．日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種） 4．交通遺児育英会奨学金 5．あしなが育英会奨学金 6．保育士修学資金 7．他市長が適当と認める貸付（個人からの貸付は対象外） 上記に該当しない貸与金は、補助の対象外です。
4. 申請から補助金受け取りまでの流れ	

5. 申請に必要な書類及び申請期限	**必要書類** 1. 糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書 2. 雇用証明書（市の様式）……勤務する事業所に作成してもらう 3. 奨学金機関の発行する、奨学金の証書及び返済計画がわかる書類のコピー 4. 保育士証のコピー 5. 補助金を振り込む通帳又はキャッシュカードのコピー 6. 社会保険または公立学校共済組合の保険証のコピー 7. 保育士養成施設の卒業年月日がわかる書類のコピー（卒業証書、卒業証明書） **申請期限** 令和 8 年 11 月 20 日（金） **提出方法** 糸満市役所保育こども園課の窓口に持参または郵送 • 郵送先は「8. 書類の提出及び問合わせ先」をご覧ください。 • 必要書類が揃っていない場合は受理できませんのでご注意ください。
6. 実績報告に必要な書類と期限	**必要書類** 1. 糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書 2. 雇用証明書 実績報告時点（市の様式）……勤務する事業所に作成してもらう 3. 補助対象期間における各月の奨学金の引き落としが確認できる通帳のコピー 4. 請求書 **提出期限** 令和 9 年 3 月 31 日（火） **提出方法** 糸満市役所保育こども園課の窓口に持参または郵送 • 郵送先は「8. 書類の提出及び問合わせ先」をご覧ください。 • 必要書類が揃っていない場合は受理できませんのでご注意ください。
7. 注意事項	1. 補助金の振り込みは、契約期間後や年度末までの勤務状況の確認後になりますので、振り込み日は翌年の 4～5 月頃になります。 2. 必要に応じて、糸満市から勤務先に勤務状況を確認することがあります。 3. 指定の期日を過ぎた申請は、受付できない場合があります。 4. 指定の期日までに実績報告や請求手続きを行わない場合は、補助金が交付できなくなります。

	5. 契約期間の途中又は年度の途中で退職した場合、一切補助金を受け取ることができません。ただし、転職の場合で、退職の日から 1 か月以内に常勤の保育士として再雇用された方は補助金を受け取ることができます。 6. 交付決定以降、転職した、勤務時間が変わった、奨学金返済額が変わったなど変更がある場合は、すぐにご連絡ください。 7. 休職（産休、育児休業、病気休暇等）や勤務時間の変更により要件を満たさなくなった場合は、その月分までは補助金を受け取ることができますが、その後の月分の補助は受け取ることができなくなります。 8. 補助対象者が多く予算が足りない場合は、予算額の範囲内で補助額を調整しますので、満額受け取れない場合があります。 9. 補助金の振込口座の変更は、原則、対応しておりませんのでご注意ください。
8. 書類の提出及び問合わせ先	糸満市役所　保育こども園課（2 階 23 番窓口） 保育士奨学金返済支援事業担当 住所：〒901－0361　糸満市潮崎町 1－1 電話番号：098－840－8131 電子メール：hoiku@city.itoman.lg.jp ホームページ： https://www.city.itoman.lg.jp/soshiki/　記事 ID：3088

よくあるご質問

問：過去の補助金返済分も対象になりますか。

答：過去の補助金返済分は、補助の対象となりません。今年の 4 月から来年の 3 月末までの期間が対象になります。

問：今年度、補助金の交付決定を受けました。来年度も要件を満たせば補助金を受け取れるようですが、手続きはありますか。

答：過去に補助金の交付決定を受けた方も、毎年度、同じように申請手続きが必要となります。

問：補助金の交付決定以降、奨学金の返済額または勤務時間または勤務先など申請時とは変更になった部分がありますがどうしたらよいでしょうか。

答：奨学金の返済額、勤務時間、勤務先など、申請した時と状況が変わった場合は、変更申請が必要になりますので、すぐに市へご連絡ください。なお、予算の状況により、奨学金の返済額が増額になっても、補助額が増額にならない場合があります。また、補助の要件を満たさなくなった場合は補助が取り消しになる場合があります。

問：補助の 1 年目は 12 か月、毎月 9,000 円の補助を受けていました。また、補助の 2 年目は 12 か月、毎月 10,000 円の補助を受けていました。最大 24 万円が受け取れるようですが、まだ補助を受け取ることができますか。

答：この場合、追加で補助を受け取ることはできません。最大補助月数は 24 か月なので、補助額の総額が 24 万円に届かなくても、24 か月分補助を受け取っていた場合、追加の補助はありません。

問：保育士の養成施設ではない学校の費用のため、奨学金を借り現在返済しています。学校卒業後保育士試験等により保育士資格を取得しましたが補助の対象となりますか。

答：補助の対象となります。

問：補助の 1 年目は要件を満たし、補助金を受け取っていましたが、2 年目は養成施設等の卒業から 5 年以内など要件が満たせません。2 年目は補助を受け取れませんか。

答：この場合は、補助金を受け取れません。1 年目補助金を受け取っていても、2 年目で要件を満たせない場合は、補助の対象外となります。

問：年度の途中、例えば 11 月頃に要件を満たせば、その時に申請ができますか。

答：交付申請をされた時点で市の予算が余っている場合は受付ができますが、予算がない場合は受付できません。

問：産休中、育児休業中の場合は申請できますか。

答：産休中、育児休業中は申請できません。休業が明けたときに、予算があれば申請を受け付けます。

問：補助金の交付決定以降、産休または育休、病気休暇等で休業した場合はどうなりますか。

答：休業に入った月分（ただし、休業に入ったのが月の初日の場合は前月分）の補助金は受け取れますが、その後の月分以降は補助金が受け取れなくなります。